

第105回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和4年3月9日（水曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月9日 午後1時30分宣告（第4日）

議事日程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 第 16号議案 | 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号） |
| | 第 17号議案 | 令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 18号議案 | 令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号） |
| | 第 19号議案 | 令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 20号議案 | 令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 第 21号議案 | 令和3年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 第 22号議案 | 令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第 2 | 第 23号議案 | 宍粟市企業版ふるさと納税地域創生基金条例の制定について |
| 日程第 3 | 第 24号議案 | 宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 第 25号議案 | 宍粟市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 26号議案 | 宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 第 27号議案 | 宍粟市一般職の職員給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 28号議案 | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |

| | | |
|--------|---------|-------------------------------|
| 日程第 8 | 第 29号議案 | 宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 第 30号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 第 31号議案 | 宍粟市水道事業経営審議会条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 第 32号議案 | 宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 第 33号議案 | 宍粟市立学校設置条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 第 34号議案 | 辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について |
| 日程第 14 | 第 35号議案 | 宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第 15 | 第 36号議案 | (仮称)千種市民協働センター建設工事請負契約の変更について |
| 日程第 16 | 第 7号議案 | 令和4年度宍粟市一般会計予算 |
| | 第 8号議案 | 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第 9号議案 | 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算 |
| | 第 10号議案 | 令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| | 第 11号議案 | 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計予算 |
| | 第 12号議案 | 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算 |
| | 第 13号議案 | 令和4年度宍粟市水道事業特別会計予算 |
| | 第 14号議案 | 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計予算 |
| | 第 15号議案 | 令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算 |
| 日程第 17 | 発議第 1号 | ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議 |

本日の会議に付した事件

| | | |
|-------|---------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 第 16号議案 | 令和3年度宍粟市一般会計補正予算(第11号) |
| | 第 17号議案 | 令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 第 18号議案 | 令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号) |
| | 第 19号議案 | 令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 第 20号議案 | 令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| | 第 21号議案 | 令和3年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第3号) |

| | | |
|--------|---------|-------------------------------|
| | 第 22号議案 | 令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第 2 | 第 23号議案 | 宍粟市企業版ふるさと納税地域創生基金条例の制定について |
| 日程第 3 | 第 24号議案 | 宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 第 25号議案 | 宍粟市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 26号議案 | 宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 第 27号議案 | 宍粟市一般職の職員給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 28号議案 | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 29号議案 | 宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 第 30号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 第 31号議案 | 宍粟市水道事業経営審議会条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 第 32号議案 | 宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 第 33号議案 | 宍粟市立学校設置条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 第 34号議案 | 辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について |
| 日程第 14 | 第 35号議案 | 宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第 15 | 第 36号議案 | （仮称）千種市民協働センター建設工事請負契約の変更について |
| 日程第 16 | 第 7号議案 | 令和4年度宍粟市一般会計予算 |
| | 第 8号議案 | 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第 9号議案 | 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算 |
| | 第 10号議案 | 令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| | 第 11号議案 | 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計予算 |
| | 第 12号議案 | 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算 |
| | 第 13号議案 | 令和4年度宍粟市水道事業特別会計予算 |
| | 第 14号議案 | 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計予算 |
| | 第 15号議案 | 令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算 |
| 日程第 17 | 発議第 1号 | ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議 |
| 追加日程第1 | 発議第 2号 | 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）の附 |

帯

決議について

応 招 議 員 (1 5 名)

出 席 議 員 (1 5 名)

| | |
|------------------|------------------|
| 1 番 中 本 隆 敏 議員 | 2 番 垣 口 真 也 議員 |
| 3 番 神 吉 正 男 議員 | 4 番 浅 田 雅 昭 議員 |
| 5 番 八 木 雄 治 議員 | 6 番 西 本 諭 議員 |
| 7 番 前 田 佳 重 議員 | 8 番 津 田 晃 伸 議員 |
| 9 番 山 下 由 美 議員 | 1 0 番 大 畑 利 明 議員 |
| 1 1 番 田 中 一 郎 議員 | 1 2 番 林 克 治 議員 |
| 1 3 番 欠 番 | 1 4 番 今 井 和 夫 議員 |
| 1 5 番 大久保 陽 一 議員 | 1 6 番 飯 田 吉 則 議員 |

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|---------------|
| 事務局 長 小 谷 慎 一 君 | 書 記 大 谷 哲 也 君 |
| 書 記 小 椋 沙 織 君 | 書 記 中 瀬 裕 文 君 |

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 市 長 福 元 晶 三 君 | 副 市 長 富 田 健 次 君 |
| 教 育 長 中 田 直 人 君 | 市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君 |
| 総 務 部 長 前 田 正 人 君 | 市 民 生 活 部 長 森 本 和 人 君 |
| 健 康 福 祉 部 長 津 村 裕 二 君 | 産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君 |
| 建 設 部 長 太 中 豊 和 君 | 一 宮 市 民 局 長 上 長 正 典 君 |
| 波 賀 市 民 局 長 坂 口 知 巳 君 | 千 種 市 民 局 長 福 山 敏 彦 君 |
| 会 計 管 理 者 前 川 満 君 | 総 合 病 院 副 院 長 兼 事 務 部 長 菅 原 誠 君 |
| 教 育 委 員 会 教 育 部 長 大 谷 奈 雅 子 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 路 仁 君 |

(午後 1時30分 開議)

○議長（飯田吉則君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をします。

教育長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和3年度（令和2年度事業対象）宍粟市教育委員会点検・評価報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高欄願います。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第16号議案～第22号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第1、第16号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）から、第22号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号）までの7議案を一括議題とします。

本7議案は、去る2月25日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 2月25日の本会議に上程され、本委員会に付託されました、第16号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）から第22号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号）までの7議案について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。3月3日に総務経済分科会、4日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査を行いました。その後、3月7日に第18回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第16号議案の関係部分の主な内容は、歳出については、総務費では、揖保川病院からの寄附金を原資として保健業務に使用する公用車の購入費や、今年度3社より寄附を受けたことによる企業版ふるさと納税地域創生基金の積立金の計上です。そのほか、千種市民協働センターに係る工事費など

の減額補正などを行うものです。

農林水産業費では、事業量精査による不用額の整理のほか、森林環境譲与税を活用する事業の不用額発生に伴う基金積立金の増額です。

土木費では、例年より降雪が多いことによる除雪費用の増額を行うほか、公債費では、前年度繰越金と今回の不用額を活用した、市債の繰上償還金を計上するものです。

また、歳入については、決算見込みによる市税・交付金及び歳出不用額の整理に伴う国県支出金などの減額を行うほか、国の補正予算による追加交付に伴い普通交付税を増額するものであります。

審査の中で委員からは、繰越明許費に計上されました観光駐車場整備事業について、入札不調の原因及び現時点での進捗確認についての質疑があり、当局からは、今年1月6日の開札で10社の応札があったが、どれも最低制限価格に満たなかったため不調となり、再度公告をして委員会開催日に再度開札を行うとの説明がありました。

なお、開札の結果、業者が決定したので、今後、速やかに地元関係者に施工内容を説明の上、着手し、10月末の完成を見込んでいるとのことでした。

また、楓香荘跡地及び旧野原小学校活用に係る基本設計業務費用3,300万円の減額理由について質疑があり、当局からは、楓香荘に関して、地元協議を進めて方向性が整理できた中で、わざわざ基本設計と詳細設計を別発注せず、詳細設計のほうで一体的に整理することで工期や費用面での効率化が図られるため、基本設計費用は減額したとの回答がありました。

また、北部にビクターセンター機能を持つ施設を整備する計画について、旧野原小学校以外に適地があるのではないかとといった検討が整理できていなかったため、もうしばらく時間をかけて協議するため減額をしたとのことでした。

そのほか、各事業の不用額の発生理由について質疑を重ねるなど、関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第16号議案の関係部分につきましては、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案の主な内容は、県の揖保川流域下水道建設事業の事務費確定などの不用額整理に伴う、補助金や企業債などの整理であります。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第21号議案につきましては、全会一致で可決すべきものであったとのことでした。

次に、文教民生分科会が審査した第16号議案の関係部分の主な内容は、民生費で

は、障害福祉サービス費などで不足が見込まれる費用を追加するほか、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として保育士等の処遇改善に係る臨時特例交付金の追加、衛生費では、にしはりま環境事務組合負担金の減額や粗大ごみ収集量の増加に伴う委託料増額と債務負担行為の追加、教育費では、小中学校・幼稚園の感染症対策費用の追加、コロナ禍での学校事業の中止、工事入札の執行後の不用額などについて減額するものであります。

審査の中で、委員から、民生費の保育士等処遇改善臨時特例交付金の対象と考え方について質疑があり、当局から処遇改善は、新型コロナウイルス感染症への対応と最前線で働く保育士等を対象に、私立の保育所及び認定こども園10園の保育士など約210人、私立学童保育所支援員約6人、公立の会計年度任用採用の幼稚園・保育所・こども園の保育士など63人と学童保育所及び預かり学童保育所職員73人を対象にしているとの答弁がありました。

また、衛生費のにしはりま環境事務組合負担金の減額理由について質疑があり、当局から主な理由は、にしはりまクリーンセンターの建物火災に建物災害共済が適用され繰越金が返還されたこと、ごみ処理手数料の増収、有価物の売却費用の増加など業務全般の精査によるものとの答弁がありました。

次に、第17号議案の主な内容は、県国保連の負担金の確定や実績見込みによる不用額整理などであります。

次に、第18号議案の主な内容は、発熱者臨時診療所、波賀診療所、千種診療所における執行見込みの精査による減額補正であります。

審査の中で、委員から、発熱者臨時診療所の減額理由や波賀及び千種診療所の運営状況について質疑があり、当局から発熱者臨時診療所の診療収入の減額は、医師会との協議の中で昨年11月末に閉鎖したことによるものである。波賀診療所の減額は、社会保険料診療の患者の減であり、隣接の工場閉鎖による影響と分析している。千種診療所の減額は、コロナ感染症の影響からの回復を見込んでいたが、下回る結果となったとの答弁がありました。

次に、第19号議案の主な内容は、後期高齢者医療広域連合負担金の確定によるものと実績による還付金の増額であります。

次に、第20号議案の主な内容は、令和3年度中の実績に基づく精査を行った結果により、保険給付費などの歳出予算の整理や被保険者保険料の一部の基金への積み立てなどであります。

次に、第22号議案の主な内容は、収益的収支については、事業費の確定により一

般会計からの繰入金の精査、看護職員等職務手当の増額、新型コロナウイルス感染症の検査に要する診療材料費の増額、資本的収支については、医療機器に係る企業債償還金を増額するものであります。

審査の中で、委員から、院内託児所の利用状況について質疑があり、当局から院内保育所は24時間保育を実施している。本年度利用者は、医師5名、看護師10名、放射線技師等6名、計21名が利用しているとの答弁がありました。

それぞれの議案について、関係職員に出席を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をされ、第16号議案の関係部分から第20号議案までの5議案及び第22号議案につきましては、いずれも全会一致で賛成であったとのことです。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

自由討議は、令和3年度宍粟市一般会計補正予算の観光駐車場の整備につきまして、いろいろと総務の委員会でも説明を聞いたわけですが、分かりにくい部分があった。土地の賃貸借契約書を読みますと、先ほど永久的にここを借りるというふうにおっしゃられた方がおられましたが、ここに賃貸借の期間は令和3年から令和6年というふうにされており、それを更新されていくものだと思います。ですので、永久的ではないというふうに思います。

地域の方々に自治会長さんや商工業の方、それからいろんな関係者、行政も含めた関係者の方々市民の参画を得てミーティングをされておられることと存じ上げていますので、その中で決まったことと思います。

代表質問でもその市民病院の部分について、もう既に今の基本計画でもう進めるんだというようなニュアンスでありましたけれど、まだまだ市民の中ではそういうことにはなっていないというふうに思うんです。賛成、反対という問題じゃなくて、委員会のほうでは整理されたのか教えていただきたい。

自由討議の後、採決しました結果、第16号議案については賛成多数で、第17号議案から第22号議案の補正予算6議案については全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

9番、山下由美議員。

- 9番（山下由美君） 9番の山下です。第16号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）について、反対の立場から討論をいたします。

今回の補正予算においては、繰越明許費補正として新病院進入路整備事業の3,430万円と観光駐車場整備事業6,000万円が含まれております。新病院進入路整備事業については、未来へつなぐ新病院を考える市民の会をはじめた市民が重要な新病院整備に係る基本計画の内容が分からないと不安を持っておられることから、現時点において賛成をすることができません。

また、観光駐車場整備事業については、駐車場の設計図面を見て説明を受けましたが、武家屋敷跡であり、白壁風の囲みを施すことや、その土地の全てが152台の車を止める駐車場になること、それが有料の駐車場であるとのことでありましたが、その周辺の住民への説明会がこれからであることや、この事業の効果がはっきりしないことなど、市民に説明ができない状況であります。

また、菅山振興会への土地の賃借料が年間224万7,000円発生することなども含めて、現時点において賛成をすることができません。

議員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、反対討論といたします。

- 議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

14番、今井和夫議員。

- 14番（今井和夫論君） それでは、第16号議案に対して賛成の立場から討論させていただきます。

この第16号議案は、主に年度末の各事業、補助金、負担金等々、また繰越明許等を精算するものであります。予算決算常任委員会において議論となりました2点、繰越明許の観光駐車場整備事業も詳細がまだ決まっていない部分もありますが、それはこの繰越明許そのものを否決するようなものではないと考えます。

また、新病院進入路整備事業のほうも、新病院建設に関しての住民説明が不十分な点がありますが、それは今後当局、議員ともどもに様々な機会をもって説明をさせてもらうということで解決していくのが、現段階としては最善の方法であり、この繰越明許を否決すべきものではないと思います。

よって、この第16号議案の一般会計補正予算は可決すべきものと判断いたします。

議員諸氏の御賛同を得られますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） 議案第16号、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）について、反対の立場で討論させていただきます。

入札不調ということで、繰越明許費として観光駐車場整備事業について、総務経済常任委員会で審議しました。地域の方、周辺の学校や施設に説明が不十分ではないか、理解を得られているのか、有料駐車場ということですが、今まで無料で利用していた多くの利用者や防災センターなど、ほか周辺施設の無料の駐車場に悪影響を与えないのか、また、この段階で料金設定はされていません。秋の最上山公園もみじ山にはたくさんの観光客が来られますが、それ以外の当有料駐車場を利用する集客、事業の効果が見込めていないのではないのでしょうか。

当事業は、既に議決されていますが、人口減少が続く中で地域を悩ましているのが中心市街地の空洞化問題です。私が一市民の立場のとき、当観光駐車場整備事業については多く市民の反対意見を聞きました。昨年議員になって6月議会では、産業の発展、地域経済の活性化を投げかけてきました。仕事する場所がない、テナントがない、また建てようとしません。それが現状です。それに新病院建設により現在の病院の跡地はどうなるのか。市民の理解が得られるよう、しっかりと事業を執行させていただきたい。

議員各位の御理解、御賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 3番、神吉正男です。第16号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,402万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258億8,655万5,000円とするものです。

まず、繰越明許費の補正変更、債務負担行為、市債の補正においては妥当であると判断します。議案上程時にありました質疑において、市債・公債費の繰上償還における前年度繰越金の活用については、財政運営において財政上のバランスを図りながら、現役の皆さんへの負担や次世代への将来負担を軽減させ、持続可能で健全な財政運営に努めるとの市長答弁により適切と判断しました。

また、現役世代、子育て世代への投資やハードだけではなく、ソフト事業に投資

することに関しては、年度当初予算で執行されていると考えます。

以上、全ては今何が必要なのかを考えられた上での補正予算であると認め、私は賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑です。第16号議案に反対の理由を申し上げて、討論をしたいと思います。

まず、公債費の繰上償還金として7億4,400万円余りの一般財源が充当されていることや、その財源の一部に前年度繰越金残額2億7,300万円全額が充当されています。限りある一般財源を何に充当するか、予算査定段階において枠配分方式により厳しく査定がされており、自主財源が減少し、経常収支比率が高い状況にある中で、市民サービスを削らなければならないものや新たな事業への投資を控えなければならない財政運営にあることが推測されます。そんな中で前年度繰越金や当該年度の予算残額のほとんどを借金の返済に充ててしまうやり方に賛成できません。人口減対策や現役世代の市民サービスに活用できるよう、繰越財源などの活用計画、ルールというものをつくるよう求めたいと思います。

次に、繰越明許費補正として、年度内に支出できない見込みの3億5,800万円余りが翌年度に繰り越して使用するために提案されましたが、その中で先ほどからもありますように、新病院進入路整備事業や観光駐車場整備事業は、繰越明許ではなく不用額に値するものと考えます。予算措置が先行し、全体事業の合意形成が図られていないこと、あるいは制度設計が不十分であることと考えます。

最後に、国の経済対策として看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症や少子・高齢化への対応が重なる中、その最前線において働く方々への処遇を改善する補助金が創設されました。総合病院に勤務する看護職員などへの収入を引き上げる職務手当が新設されましたが、公務部門で働く保育・幼児教育の正規職員については、他市での実施例がないということなどを理由に、処遇改善措置が行われていません。しかし、実際は数は少なくとも実施をされている自治体が存在する事実があります。各現場の最前線で働く方々への思慮が足りないと考えます。

また、宍粟市は、これまで職員の給与については、国を準拠とするとしながら、今回の国の措置、内閣府や総務省通知に向き合っていないことなどを指摘して、第

16号議案に賛成することはできません。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） 11番、田中一郎です。賛成討論をさせていただきます。

まず、第16号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）についての賛成の立場で討論をさせていただきます。

第16号議案は、市民生活、そして宍粟市の将来に向けて必要かつなくてはならない事業の補正予算であり、全ての事業は的確に精査され、実施及び実施しようとするものであります。

具体的に出ておりましたけども、観光駐車場整備事業については、事業の対象になっている土地は市民の利便性、観光事業及び町内の活性化に向けて全てにおいて有効であることから、駐車場整備事業は有効かつ大切なものだと確信しております。

それと、コロナウイルス禍における職員の処遇においても、宍粟市における力いっぱい最大の支援を考え、精査し、理解を得ながら進めておられるものと思っております。

よって、第16号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）に賛成いたします。

議員各位の賛同と御理解をよろしくお願いいたします。

これで私の賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第16号議案を採決いたします。

第16号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第16号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

（「動議」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 津田議員、何の動議でしょうか。

○8番（津田晃伸君） 第16号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）

の附帯決議案を提出したいと思います。

○議長（飯田吉則君） ただいま津田議員より動議の声がありました。

賛成者はございますか。

（「賛成」の声あり）

○議長（飯田吉則君） ただいま賛成者がございましたので、この動議は成立いたしました。

（附帯決議案の提出）

○議長（飯田吉則君） ただいま津田晃伸議員から第16号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）の附帯決議（案）が提出されました。

お諮りします。

ただいま提出されました第16号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）の附帯決議（案）について、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第1として議題とすることについて御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午後 1時59分休憩

午後 2時01分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

追加日程第1 発議第2号

○議長（飯田吉則君） 追加日程第1、発議第2号、第16号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）に対する附帯決議についてを議題といたします。

本発議は津田晃伸議員外4名から提出されました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） それでは、提案理由の説明をいたします。

令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）、第2条繰越明許費補正中、款商工費、項商工費の観光駐車場整備事業6,000万円の執行については、多額の市税を投入することから、的確な事業収支を見込むとともに、運営に関わる制度設計を確

定された上で事業を進める必要があると考えます。

特に、周辺施設の駐車場として、今まで無料で利用してきた多くの利用者に影響を与えることなどから、事前の合意形成が必要であると考えております。事業の実施に当たっては、次の事項に十分留意して取り組むよう強く求めたいと思います。

まず、一つ目に、料金設定及び防災センター、図書館、商店街等利用時の制度設計を工事着手前に確定させ、市民、関係団体に説明会等により周知し、理解を得るよう努めてから事業をスタートさせていただきたい。

2番目に、市民への説明会で出された意見、またその対応策については、適宜議会へ報告すること。

次に、事業収支見込みを工事着手前に議会に提出すること。

次に、文教エリアであることから、小中学校のPTAにも事業概要を説明し、理解を得ること。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 津田晃伸議員の説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

発議第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） 内容について質疑はありませんかというところで手挙げようと思ったら、ちょっと早かって終わったんで、討論になるか分からんですけど、少しこの内容について言わせていただいてもよろしいですか。駄目でしたら、引きま

すけども。

○議長（飯田吉則君） 討論であれば。

○11番（田中一郎君） 討論ということになれば反対、賛成討論はありませんかというところなんで、質疑のところでちょっと文章見ておったら、ちょっと進んだんで、今無理やということが出ておりますので、それを議長に諮っただけですので、ほかの議員の方から言われる筋合いはないと思いますので、議長に今諮りましたので、よろしくをお願いします。

○議長（飯田吉則君） 討論であれば、発言していただいて結構です。

よろしいですか。はい。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 異議ありの声を聞きました。

発議第2号を起立により採決いたします。

お諮りします。

発議第2号を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第17号議案について採決をいたしたいと思います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第17号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第18号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第18号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第19号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第20号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第21号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第22号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第23号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第2、第23号議案、宍粟市企業版ふるさと納税地域創生

基金条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

- 総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年2月25日に審査依頼のありました、第23号議案、宍粟市企業版ふるさと納税地域創生基金条例の制定については、令和4年3月3日に第21回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第23号議案の主な内容は、企業からの寄附を受けた年度だけではなく、後年度における事業のための財源の確保を目的として、企業版ふるさと納税地域創生基金を設置するものです。

寄附を受ける際に、新規・拡充事業の指定をいただき、寄附者の意向が十分に反映される特徴があるとの説明がありました。

その他関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第23号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

- 議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第23号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第24号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第3、第24号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年2月25日に審査依頼のありました、第24号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、令和4年3月3日に第21回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第24号議案の主な内容は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、本条例に基づく損害補償の一部を担保に供する例外として認められていた、恩給・共済年金融資制度に関する規定を削除するものです。

審査の中で委員からは、融資を受けていた人はいるのかとの質疑があり、当局からは、この例外を適用された人はいないとの回答がありました。

その他関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第24号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終

了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第24号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第25号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第4、第25号議案、宍粟市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年2月25日に審査依頼のありました、第25号議案、宍粟市個人情報保護条例の一部改正については、令和4年3月3日に第21回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第25号議案の主な内容は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、条文中の引用規定について整理するものです。

審査の中で委員からは、特に質疑等はございませんでした。

参考に賛否の確認をしましたところ、第25号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第25号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第26号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第5、第26号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年2月25日に審査依頼のありました、第26号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、令和4年3月3日に第21回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第26号議案の主な内容は、国のルールに合わせ非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和、その他育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等を行うものです。

審査の中で委員からは、特に質疑等はございませんでした。

その他関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第26号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第26号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第27号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第6、第27号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年2月25日に審査依頼のありました、第27号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、令和

4年3月3日に第21回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第27号議案の主な内容は、令和3年人事院勧告及び国の法律等の改正を踏まえ、一般職と再任用職員の令和4年の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を引き下げるものです。

審査の中で委員からは、市独自の裁量で、引き下げない方向の考えはないのかとの質疑があり、当局からは、地方公務員法において、国家公務員の給与法に従うことが基本的な立場であるので、妥当な判断と考えているとの回答がありました。

その他関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第27号議案は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告します

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 9番の山下です。第27号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論をさせていただきます。

この条例の一部改正は、人事院勧告に基づき宍粟市一般職の職員の期末手当を減額するものです。新型コロナウイルス感染症渦中であり、市民の命や暮らしを守るため、質的にも量的にも業務が大変なさなかであり、今回のこの改正について賛成をすることはできません。

議員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番、浅田雅昭議員。

○4番（浅田雅昭君） 4番、浅田です。第27号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、令和3年8月に出された人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数を0.15月減額しようとするものです。また、例年は11月中に国家公務員の給与法が改正され、地方自治体もそれに合わせて条例改正を行い、12月支給分の期末手当で支給月数を改正しますが、今年度は国家公務員の給与法の改正が遅れ、本来12月の期末手当で減額する0.15月分の期末手当を特例措置として令和4年6月の期末手当から調整額として減額しようとするものです。

職員の給与改定については、これまでも人事院勧告に基づき実施することとしており、議会においてもそれを可としてきました。時々において恣意的な対応をすることは給与体系を乱すとともに、結果として職員に不利益をもたらすものであり、論外と言えます。議員各位には良識ある判断をお願いして賛成討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第27号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第27号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第28号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第7、第28号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年2月25日に審査依頼のありました、第28号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、令和4年3月3日に第21回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第28号議案の主な内容は、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の収入を引き上げるための国庫補助事業が創設されたことを受け、事業の対象となる公立宍粟総合病院に勤務する看護職員について、月額3,600円の

職務手当を支給できるよう改正を行うものです。

審査の中で委員からは、特に質疑等はございませんでした。

その他関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第28号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第28号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第28号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第29号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第8、第29号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 第29号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について報告いたします。

令和4年2月25日に審査付託のありました、第29号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正につきましては、3月4日に第19回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第29号議案の内容は、山崎西中学校敷地内にあります社会スポーツ施設「ミニアリーナさつき」を中学校体育館の位置づけに変更することにより、新型コロナウイルス感染症対策を含め、安全で安心な学校運営を行うために条例改正するものであります。

審査の中で委員から、社会スポーツ施設から学校施設に改正することにより、一般市民の利用に影響はないかとの質疑がありました。当局からは、これまでの利用についても、学校行事の調整を図っていただいているので、これまでとほぼ変わらない利用が可能であること、利用料についても減免措置をとっており、改正後も特段の問題はないと考えているとの答弁がありました。

関係職員の出席のもと、慎重に審査しました結果、第29号議案は全会一致で、可決すべきものと決しました

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第29号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第29号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第30号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第9、第30号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 令和4年2月25日に審査付託のありました、第30号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正については、3月4日に第19回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第30号議案の改正内容は、令和9年度を目標に兵庫県で税率の統一をする方針から急激な負担増とならないよう、所得割及び均等割において調整を図り、税率改正を行うものであります。

税率改正案につきましては、去る1月27日に開催されました宍粟市国民健康保険運営協議会の審議内容及び答申に基づき提案している旨の報告を受けました。

審査の中で委員から、今後、令和9年度の保険料率統一に向けて、徐々に上がっていくと想定されているのかとの質疑があり、当局からは、今回は、県の財政全体の余剰金を投入したことで、事業費が少し下がった状態であるため、落ち着いた税率になっているが、今後の余剰金は未定である。今後の国の交付金や医療費の動向、県財政の状況など、不確定要素が多くあり、保険料率が上がるか否かについては不明であるとの答弁がありました。

関係職員の出席のもと、慎重に審査しました結果、第30号議案は全会一致で、可決すべきものと決しました

○議長(飯田吉則君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 9番の山下です。第30号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

この条例の一部改正は、国民健康保険税の税率の改正を行うものであり、この税率の改正により一人当たり約2%の負担増となるとの説明がありました。令和3年度の国保税率は新型コロナウイルス感染症拡大による社会的影響を鑑み、令和2年度税率のまま据え置かれています。新型コロナウイルス感染症収束が見えない現状のもとでの税率の引上げは適切ではないと考えますので、賛成することができません。

議員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 3番、神吉正男です。第30号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険事業は、財政運営の安定化と健全化、事務の標準化と共同化を行うことにより、同一所得、同一保険料を目指し、平成30年度から兵庫県と県内市町を統一し、運営されています。税の公平性の観点から資産割を含む4方式から所得割、均等割、平等割の3方式への移行を行うことで、経済的弱者に対する配慮をされています。

年々膨れ上がる一人当たりの医療費に対する歳入不足の全額を被保険者からの税だけで負担することを避け、これまでは県交付金や残高が減少している基金から繰入れをすることにより、税の激変緩和に努められてきました。

また、令和3年度の国保税率については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会的影響を鑑み、令和2年度の税率のまま増額されておりません。しかし、一人当たりの医療費は増加しており、事業費納付額については一人当たりの必要納付額が増加している状況です。

この第30号議案は、現在兵庫県下において令和9年度に保険料の統一が協議されている中で、県の示す標準保険料率を踏まえ、急激な増額にならないように配慮し

つつ、国民健康保険事業の収支不足が生じないように保険料率を改正するというものです。

国保事業を安定維持し、市民にとって安心な保険制度であり続けるための税条例の一部改正案であるため、私は賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第30号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第30号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第30号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第31号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第10、第31号議案、宍粟市水道事業経営審議会条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年2月25日に審査依頼のありました、第31号議案、宍粟市水道事業経営審議会条例の一部改正については、令和4年3月3日に第21回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第31号議案の主な内容は、下水道事業について、安定的に事業を継続するための事業計画策定に、現行の水道事業経営審議会と同様に外部意見を取り入れることができるように、条例を改正するものです。

審査の中で委員からは、特に質疑等はございませんでした。

参考に賛否の確認をしましたところ、第31号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第31号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第31号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第32号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第11、第32号議案、宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 令和4年2月25日に審査付託のありました、第32号議案、宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正につきましては、3月4日に第19回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第32号議案の改正内容は、千種保健福祉センターに設置してありますふれあいサロンの休館日を「火曜日」から「水曜日」に変更し、来場者数の増加や来場者の利

便性を図ろうとするものであります。

なお、条例改正に先駆け、昨年9月からの試行期間による営業を行った結果、利用者の評判もよかったことから、今回条例改正に至った旨の説明がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第32号議案は全会一致で可決すべきものと決しました

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第32号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第32号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第33号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第12、第33号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 令和4年2月25日に審査付託のありました、第33号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正につきましては、3月4日に第19回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第33号議案の改正内容は、令和4年3月31日をもって伊水小学校及び都多小学校を廃止し、同年4月1日から新たに「蔦沢小学校」を設置するものであります。

審査の中で委員から、学校規模適正化地区協議会の確認内容や蔦沢小学校の運営について質疑があり、当局からは、通算8回の協議会を開催し、校名の選定、校歌、校章デザイン、制服などの決定、遠距離通学対策としてのスクールバス運行などの協議調整を行い、去る3月2日全ての協議が完了したことです。新たな蔦沢小学校は、新1年生12人を迎え、全児童95人でスタートするとの答弁がありました。

関係職員の出席のもと、慎重に審査しました結果、第33号議案は全会一致で可決すべきものと決しました

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第33号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第33号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第34号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第13、第34号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年2月25日に審査依頼のありました、第34号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定については、令和4年3月3日に第21回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第34号議案の主な内容は、波賀町原・日ノ原・音水・引原の辺地区域において、総合整備計画を策定し、有利な辺地債を財源とするためのもので、楓香荘の解体を行い、景勝地としての景観を回復させ、楓香荘跡地に観光公園を整備することで、地域活性化と交流人口及び関係人口の増加を目指すものです。

審査の中で委員からは、特に質疑等はございませんでした。

参考に賛否の確認をしましたところ、第34号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第34号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第34号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第35号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第14、第35号議案、宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年2月25日に審査依頼のありました、第35号議案、宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更については、令和4年3月3日に第21回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第35号議案の主な内容は、宍粟市過疎地域持続的発展計画で設定している基本方針、基本目標及び目標値について、第2次宍粟市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定内容に合わせて変更するとともに、新たに市道路線の補修事業及び小学校施設整備事業を追加するものです。

審査の中で委員からは、特に質疑等はございませんでした。

参考に賛否の確認をしましたところ、第35号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第35号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第35号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第36号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第15、第36号議案、(仮称)千種市民協働センター建設工事請負契約の変更についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年2月25日に審査依頼のありました、第36号議案、(仮称)千種市民協働センター建設工事請負契約の変更については、令和4年3月3日に第21回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第36号議案の主な内容は、工事期間の変更に加え、施設整備工事費用の追加を行うものです。

審査の中で委員からは、変更となった経緯についての質疑があり、当局からは、床暖房に要する経費の追加は、運営検討委員会を通して子育て世代からの要望を反映し、また、ロビーの点字鋏や外灯設備の追加は、工事を進める中で必要と判断したことによるものである。また、工事着手後に判明した土壌汚染問題に対応するた

めの経費について追加するものですとの回答がありました。

また、その他関係職員に説明を求め、詳細審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第36号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第36号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第36号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、ここで午後3時15分まで休憩とします。

午後 2時57分休憩

午後 3時15分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第16 第7号議案～第15号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第16、第7号議案、令和4年度宍粟市一般会計予算から第15号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算までの9議案を一括議題とし

ます。

当該9議案につきましては、去る2月25日の本会議で提案説明が終わっております。

これから質疑を行います。

通告に基づき順次発言を許可します。

まず、宍志の会の予算質疑を行います。

15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 宍志の会の大久保陽一です。予算の質疑を行います。

宍粟市施政方針のこの2ページにあります環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり、この施政方針の中で、資源循環型社会の構築では、宍粟市環境基本計画第3次に基づき、木質バイオマス暖房機器等の導入に対する支援を引き続き行いますとありますが、この中で脱炭素・カーボンニュートラルに関して触れられておりません。さらに、主要施策にも脱炭素・カーボンニュートラルに関しての記載がありませんが、どのように考えられているのかを質疑いたします。

続きまして、宍粟市施政方針4ページの保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりのところで、新病院建設事業においては、基本設計を進めるとともに、周辺環境整備の一環としてアクセス道路の整備を進めていきますとありますが、市民も含めて前向きに進めるためにも、ソフト面と書いとんどすけれども、啓発やとか市民と一体となって進めていただきたい。そのためにもどういうふうなまちになるのかという映像で捉えられるような、もっと分かりやすい形のものもこの中に含まれるべきだというふうに思うのですが、そのところを質疑させてください。

次に、主要施設の25ページの行政手続オンライン化業務、この行政手続のオンライン化業務の中にあります、これを利用する市民の置かれている状況は様々だというふうに思います。使い切れない市民へのフォローをどのように考えられているのか。

また、デジタル・デバイド（情報格差）を踏まえた推進の方向を伺います。

宍粟市の一つの特徴として、公民館がありませんので、その社会教育法で言う公民館がないことが、これに対しても非常に影響してくるんじゃないかというふうに考えます。

先般の一般質問の中で、一宮の市民局長から一宮の取組等々の御説明があったわけなんですけれども、話を聞いててかなり公民館的な業務も含まれているなというふうに思うわけなんです、この行政手続のオンライン化業務に対して、公民館が

ないということで若干の不安が生じるわけなんですけれども、そのところを質疑したいと思います。この三つ目に関しては、後で同僚議員も質疑されますので、そのことも踏まえて答弁いただけたらというふうに思います。

1 回目の質疑を終わります。

○議長（飯田吉則君） 大久保陽一議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、予算質疑ということでありまして、宍志の会の大久保議員の代表の質問に対しまして御答弁申し上げたいと、このように思います。

まず、環境にやさしく快適に暮らせるまちづくりについてであります。先ほどもありましたとおりであります。宍粟市環境基本計画第3次を本年度改定に向け取り組んでおりましたので、宍粟市の環境基本計画に基づきまして、カーボンニュートラルの取組を進めることとしております。

本計画におきましては、地球温暖化対策の推進として再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギーの推進を掲げ、宍粟市の最大の資源である森林の持つ地球温暖化防止機能として、森林の適切な整備による二酸化炭素の吸収、固定量を増やしていくことが二酸化炭素排出量の削減につながる重要な取組の一つとなります。

次年度の新たな取組として、まずは地球温暖化防止機能をはじめとした森林の水源涵養機能や災害防止機能等の森林の恩恵、公益的機能について、市内外に周知することを重点に置いた啓発リーフレットの作成に取り組み、森林保全の大切さや恩恵への理解を深めていただくことで、脱炭素社会の実現につなげていきたいと考えております。

主要施策でいいますと、ページ59に示しておりますが、森の恩恵と森林保全活動の啓発リーフレットの作成事業、さらにページ61には、森林整備推進事業、その隣の62に森林管理整備事業など、いわゆるカーボンニュートラルの取組の一部であります。

次に、保健・医療・福祉が連携した安心のまちと、こういうことでありまして、新病院建設事業によっていろいろあるけれども、ソフト面の充実も必要やと、こういうことでもあります。前向きに進めていけると、そのためにはという御質問と捉えさせていただきます。市民を対象とした取組としては、昨日来、一昨日も含めてですけども、一般質問でもいろいろ御答弁申し上げてきたところではありますが、あえてであります。令和元年9月に市民アンケート、令和2年10月には基本構想素案のタウンミーティング、令和3年10月には基本計画素案のパブリックコメントなどを実施し

て、様々な形で市民の皆さんには参画等をいただいたと、こう理解をしております。

また、議会におかれましても、令和元年10月に新病院調査特別委員会を設置していただき、多方面から調査研究いただいて、基本計画素案に対しましても御意見を頂いたところであります。

令和4年度は、基本設計業務にも着手することとしておりまして、今後におきましては、広報誌であるとか、あるいはホームページなどなどを通じて情報を的確に市民の皆様提供する中で理解を深めていただきたいと、このように考えております。そのことを通じて丁寧に事業を進めていくことが大事だと、このように捉えておりますので、その観点で進めさせていただきたいと思っております。

3点目の行政手続オンライン化業務の関係であります。先ほどおっしゃったように、公民館がないということですが、一昨日来よりいろいろ御議論の中でそれぞれお答えも申し上げておりますが、市民協働センターがある意味公民館的機能も持っておりまして、その中で俗に言う公民館学習も、あるいは生涯学習という大きな理念の中で今現在取組を進めておるところであります。

特に、情報端末が使いこなせない人や、あるいは苦手意識を感じている人などに向けては、これまで同様に窓口での受け付けも継続するとともに、いろんな意味で行政手続もオンライン化になりまして、市民の皆様はなかなかと、こういうことがあります。これまで以上にそのことについては丁寧にいろんな意味で受付業務を推進することは大事であります。

しかし、先ほどおっしゃったような市民の皆さんに向けては、まさに教育委員会とも十分連携しながら、まさに生涯学習の一環で行うパソコン教室やスマートフォン教室などでもオンライン手続の操作や、あるいはその利便性を学ぶ機会、場を提供していくことは非常に重要だと考えておりますので、そういったことも含めて令和4年度に向かってさらに充足した形で進めていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 明後日から予算委員会が始まりますので、詳細部分は予算委員会のほうで審査していただきますので、よろしくお願ひします。ぜひこの新病院の建設の過程において、市民も含めてわくわくする、楽しみ、全体が映像として浮かび上がってくるような形で進めていっていただきたいと。市民も含めてみんなが楽しめる、みんながわくわくする形でぜひ進めていっていただきたいというこ

とを申し添えまして、代表質疑を終わります。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 丁寧に答えさせていただきましたので、申し訳ありません、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今おっしゃっていただいたとおり、市民の皆さんがわくわくということですが、私は一番最初にこの話をしたときに、やっぱり市民の皆さんに夢も希望も一緒になって、その一つに地域医療というのは非常に重要な柱だと。そういう意味においては、今日、将来に向けて総合病院を新しい病院に替えてということであります。その思いをもって市民の皆さんに本当に夢や希望をしっかりと与えられるように、そのためには情報も的確にお伝えせよということでありますので、その観点で進めていきたいと、このように思ひます。

○15番（大久保陽一君） 終わります。

○議長（飯田吉則君） 宍志の会、15番、大久保陽一議員の質疑を終わります。

続いて、創政会の予算質疑を行います。

11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） 11番、田中一郎です。一昨日、昨日の一般質問で市長の決意、また各部における市の取組、市の方針等、意気込みは十分に私個人では理解できたと思っております。本日、そこに何点か挙げております部分は、予算執行に基づく上での方針についての説明をいただきたいと思っております、そこへ挙げておりますので、その辺のところをよろしくお願ひいたします。

それでは、予算質疑通告書に基づきまして、まず、資料としていただいております令和4年度施政方針、主要施策について伺いたいと思ひます。

令和4年度施政方針及び主要施策について質疑するものであります。それぞれたくさん事業が出とんどすけども、それぞれの項目について6点、それと同時に、最後に市長の令和4年度の予算執行における決意をお伺ひしたいというような資料を出しておりますので、よろしくお願ひします。

1点目は、まず、森林環境税をどのように活用されていくのか、森林譲与税の利用にはいろんな制約もあろうかと思ひますけども、これからどのように利用されて、どういう場面で利用されていくのかというようなことをお聞ひしたいと思ひます。

それと、「森林」をキーワードとして選ばれるまちの推進というような文言が出ておりましたけども、選ばれるまちの推進とはどのような事業を対象にされようとしているのかということをお聞ひしたいと思ひます。

2番目に、環境にやさしく快適に暮らせるまちづくりで、昨日からも二酸化炭素排出量の削減、なかなか宍粟市においては難しいような部分も出てくるであろうと思いますけども、資料によりますと、この市役所の中のLED化によって二酸化炭素排出量を削減するとかいうような文言がありましたけども、これからほかの事業、ほかの施設等において、そのような取組の計画はどのようなものがあるのかということをお伺いしたいと思います。

3番目に、定住魅力の高いまちづくりということで、これは昨日も申し上げたんですけども、やはりこの辺はこれから継続的に大切な事業だと思ひまして、公共交通の見直しについて、既存の公共交通の見直し等を検討されるのであれば、どのような検討、また予算化されて、これから違う形にされようとするのであればお伺いしたいと思います。

続きまして、4番、安全な安心なまちづくりというところで、ちょっと私も理解できなかったんですけども、リモート型の防災プログラムという文言と新たな形の防災訓練というようなことを進めると書いてあったんですけども、どのような事業をもって達成されていくのか、また、予算化されておるのかということをお伺いしたいと思います。

次、今お手元にある文書でひょっとしたら番号が4、4となっておるかも分かりませんが、訂正願っていただいたら結構かと思ひます。

次、保健・医療・福祉についてなんですけども、これは私もたくさん言いたいところはあるんですけども、今回は1点、ひきこもりの事業者についての支援及びピアサポーターさんに対するある程度の補助と言ったらちょっと言葉あれなんですけども、支援が必要ではないかなと感じております。宍粟市でもピアサポーターさんが何人か頑張っておられる、また、その人とも直接出会ったりして、あの明るい笑顔を見ておると、ただし事業者さんに聞きますと、それに見返りになるような報酬等が難しいということをお伺いしたので、やはりひきこもりを支援していくためには、とにかく今、頑張っておられるピアサポーターさんに対してのある程度の生活保障、これがないと、口でひきこもり支援センター、サテライト型言うてもなかなか難しいと思ひますので、その辺のことをお伺いすると、やはり居場所づくり、去年、一昨年ですかね、から新しく居場所づくりなんかも指定されて、市町村、また委託事業者でできるというようなシステムになりましたので、宍粟市は広いですので、やはり一事業所に人数が少なくても各拠点拠点にはこういう事業所は私は必要やと思ひますので、その辺のことも考え方をお伺いしたいと思ひます。

続きまして、方針の中で、ちょっとこれも私、分からななんだんですけども、介護人材対策事業の中で奨学金を既に返還している若い世代の方に支援を行うというようなことが書いてあったんで、この辺の説明もお願いしたいと思います。

続きまして、健全な行財政運営の推進についてですけども、これはもういつも議論されているとこで、市税等の減額、人口減少、これはもう社会情勢で仕方ないんですけども、やはりそればかりに甘えるわけにはいかないんで、自主財源の確保でどのような令和4年度は予算化をもうされておりますけども、取り組んでいられるのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、これも新型コロナウイルス禍で経済が低迷するとき、私の考えとしたり、今だからこそ積極的な投資によって事業喚起を促して公共施設や道路改修、福祉保障全般にわたる積極的な事業の推進も私は必要ではないかと思っております。コロナ禍やから、コロナ禍やからということばかり言っておると、前に進みませんので、今だからこそやれる事業、これもやっぱり選択していかないと駄目だと思っておりますので、その辺の財政運営の推進について伺います。

それと、資料を見ておられますと、当初予算の概要というページに、増減の大きな事業が民生費、商工費、教育費にあるわけなんですけれども、資料を見れば大体概略は分かるんですけども、それぞれの担当のほうから、また、市長のほうからでも結構ですので、概略説明をお願いしたいと思います。

それを含めて令和4年度予算も執行されます。執行されるにあたって、そういう部分から最後に市長の意気込みと、また先日も聞きましたけど、決意をお伺いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 田中一郎議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、創政会、田中議員の御質問、たくさん頂いております、特に4番と5番、これについては担当部長から具体的なことを答弁させていただきたいと思っております。

まず、1点目の森林環境贈与税、これにつきましては、もうこれまでもいろいろお話ししたとおりであります、まず、あえてであります、創設の趣旨、あえて申し上げますと、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるとされておると。これが趣旨であります。

使途、使い方ではありますが、使途については、森林整備に関する施策、林業担い手確保、育成、あるいは森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進などに充てなければならないとされています。こういうふうなことで目的、趣旨あるいは使途についてそれぞれ施策において展開していこうと、このようにしております。

具体的には、特に森林整備に関する施策については、造林事業等で実施する搬出間伐は除くとされておりまして、条件不利地などで行う切捨て間伐等を当税で充当することとしておりまして、いずれにしても森林をしっかりと守るという観点で目的に沿ったり、あるいは使途を明確にしながら、林業事業者や、あるいは森林所有者と一体となってこの事業を推進していきたいと、このように考えております。

次に、選ばれるまちのと推進については、これまでもいろいろ御意見があったとおり、先日来一般質問でもありました宍粟市ならではの特性を生かしてまちをしっかりと、その一つには豊かな森林だったり、観光だったり、あるいは資源を活用して点から線へ、面へ広げてと、このとおりであります。

そういう意味では、やっぱり我がまちのそういった特徴を生かしながら、市内外に広く発信をすることによって、交流人口あるいは関係人口を築いて、それを通じて我々今住んでいる者も元気を頂く中で定着につながればなおいいなど、こういう方策で進めていきたいと。それが発信によって選ばれるまちということについてはさらに努めていきたいと思っておりますし、同時に、日本一の風景街道づくりということで、大きなロマンを求めて市民と一体となって夢や希望をそこに結集して、我がまちを将来に向かって進めていきたいと、このように考えています。

その一つには、里山体験であったり、あるいは森林セラピー、そういったこと、50名山を含めて森林のまちをそれぞれ訴えて、多くの皆さんに賛同いただける取組につなげることが非常に重要だと、このように考えております。

2点目の二酸化炭素を含めた、先ほどもちょっとありましたが、宍粟市の環境基本計画は当然のことではありますが、現に化石燃料の代替エネルギーとしてペレットやとか、あるいは薪ストーブなどの導入促進を、これは引き続き進めていくわけがあります。数の問題でもないわけですし、そういう意識をさらに高めていくということでもあります。

それから、県下でもいろいろ注目をさせていただいてんですが、千種の例の小水力の発電事業、このことも積極的に県と一体となって地域の皆さんと進めていくことによって、そういったことの対応をしていきたいと、このように思っています。

それから、LEDについては、予算化で市の庁舎のことをまずしておりますが、次にどうするんだということではありますが、既に学校施設の一部、屋内運動場、いわゆる体育館についても一部改修と併せてLED化を進めて、そういうCO₂削減、あるいはそういう方向を向いておりますが、できれば今後は観光施設等へのLED化も進めていきたいなど、このように考えています。当然財源のこともありますし、いろんな補助事業も絡めながら、そのことはにらんで進めていきたいと、このように思っています。

次に、公共交通のこともありました。昨日でしたか、いろいろ質問がありました。特に利用が少ない小型バス路線については、今現在地域の皆さんといろいろ協議を進めながら、必要な見直しを図っていくということは昨日も担当からもあったとおりであります。

特に、1便当たりの利用者数が0.7以下、1を基準にしたいとかいろいろあるわけではありますが、それがいいか悪いかは別にして、0.7以下の路線は路線の必要性や、あるいは小型バス以外の代替手段についても検討をすることとしておまして、特に三方・繁盛地域においては、地域の助け合いによる交通の仕組みの構築に向けた調整をここ近年熱心に議論をしていただいております。早い段階ではいろんな結論が出るかも分かりませんが、持続可能な公共交通の仕組みの構築に向けて、さらに地域の皆さんと協議を進めていきたいと、こんな考えであります。

次に、健全な財政運営であります。6点目ですね。

特に、今年に入りまして2月に策定しております令和4年度から令和8年度までの5年間の期間とする第4次の行政改革大綱においても、今後の財政収支見直しをお示ししておりますとおり、市税が減少し続けるものと考えておまして、歳入の確保の具体の取組としても挙げておるところであります。

その中でも徴収率向上に向けた取組の推進、あるいは使用料の見直し、ふるさと納税の拡充、市有財産の有効活用、さらにまた市が持っております山、市有林の搬出間伐促進による立木の売払いによって収入の確保等々を挙げておるところであります。いずれにしても、歳入確保の取組であったり、あわせもって歳出削減に係る取組はさらにいろいろバランスをしながらと、こういうふうに思っておるところであります。

それから、積極的な投資による需要喚起につきましては、特に財政状況を将来を見たときに、公共施設、さらには道路改修についても基本的には長寿命化を基本にしつつ、限られた財源の中で計画的に進めていくことが肝要だと、このように考え

ておりまして、令和4年度におきましては、現在進めていかなければならない事業としては、ハード面では特に山崎地区、城下地区の認定こども園の整備、これはハードとソフトと絡めてであります。ぜひ子どもたちの、あるいは若い人たちの子育て環境の整備ということでは、どうしてもこれはなし遂げていかないかと、こういう意味では、投資が当然必要だと。さらにまた、新しい4月から学校として発足します蔦沢小学校、その校舎の改修も計画をしております。さらにまた昨日も申し上げたんですが、都市計画道路山田下広瀬線、いよいよ本格的に、今もやっておりますが、その整備などを行うことによって新たなまちへと展開すると、こういうふうな投資も今しておるところであります。

社会保障については、非常に懸念されますコロナ禍の影響等々、そういう見込まれることについては、基本的に新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金、こういったものを十分活用することによって取組をしております。ただ、今回の予算については、国がああいう形でもう既にやって、予算計上を3億何ぼさせていただいておりますが、今後その動向がどうなるかは今の段階では不透明であります。基本的にはそういう国の交付金を活用することによって、そういった保障、あるいはそういった対応をしていくことが重要だと、このように考えております。

それから、当初予算の特に民生費、商工費、教育費についての概略説明ということですが、概略ということですので、一定アバウトな大枠な金額も含めて御説明させていただきたいと思っております。

民生費につきましては、対前年度比約3億1,100万円の増額となっております。その要因としては、幼保一元化推進事業、先ほど申し上げたとおりであります。山崎地区、城下地区のこども園の整備で約3億2,000万円の増、それから、千種保健福祉センター等の空調設備の更新で約1億の増、また令和3年度に事業実施しました社会福祉協議会補助事業で旧一宮の保健福祉センターの改修分、その補助事業をやっておりましたが、約1億円の減額、そういうことで先ほど申した額の増額と、こういうことになります。

商工費については、対前年度比約3億4,100万円の減額となります。主な要因としては、産業立地促進事業で約2億2,000万円の減額、それからちくさ高原スキー場人工降雪機の整備で3億円の減額、一方で、楓香荘跡地整備事業の解体工事で約1億9,000万円の増額などが要因となって、差引き約3億4,100万円と、こういう状況であります。

教育費につきましては、対前年度比約1億9,100万円の増額となります。主な要

因としては、先ほど申し上げたように蔦沢小学校の校舎改修事業、これによって2億6,000万円の増、それから学校給食費の公会計化によっていよいよ令和4年度からスタートします。学校給食運営費で約1億5,000万円の増額とこういうことであります。

一方、令和3年度に事業した学校施設のトイレ改修等もほぼ終了している見込みで、そこについては9,000万円が減ってきたと。それから、営繕についてはも4,000万円の減額ということで、差引き先ほど申し上げた1億9,100万円と、こんな状況になっております。

最後に、令和4年度の決意ということではありますが、昨日も一般質問の中でも述べたところでありますが、あえてでありますけども、特にやっぱり新型コロナウイルス感染症対策、これを最優先の課題として3回目のワクチン接種も含めて万全の体制で進めていきたいと。必要な支援であったり、あるいは必要な方に必要な支援、さらには経済活動を含めて停滞させない取組を進めていきたいと、このように思っています。

また、総合計画や総合戦略をより具現化するためには観光や農林業、医療、子育て、教育など、まさに市民の皆さんやあるいは議会を含めて参画共同によるまちづくりをさらに進めていきたいなど、こんなふうに考えています。

特に、公立宍粟総合病院は、播磨・姫路圏域中核病院として、また市内唯一の病院として地域医療を守る役割を担ってきております。これはもう御承知のとおりだと思います。このことから、市民の皆様が安全で安心して暮らせるよう新病院の整備を確実に進めることによって、先ほども御答弁申し上げたとおり、市民の皆さんに夢や希望、安心が、そんな持てるまちづくりを行っていきたいと、このように思っています。

また、コロナ禍においては、都市部から地方部へのいわゆる価値観の変容があります。その価値を高めて、さらに付加価値も高めないかんということもありますが、人の流れが確実にそういう都市部から地方部へという今現実生まれていることも事実であります。そういう意味では、宍粟市はまさにチャンスと捉えて、この豊かな自然あるいは人や町並みや、そういったものが生業につながって活力が出てくる。まさに宍粟市の魅力を高めるいわゆる景観形成ビジョン、日本一の風景街道づくりこそが私は郷土愛や、あるいは誇り、そういったものにつながり、さらには宍粟市の知名度も上げながら、多くの皆さんにお越しいただくと同時に、繰り返しになりますが、市民の皆さんの生活の充実とここに住んで、生まれてよかった、住み続け

たいと思っていただけるような誇りにつながるような、そんなまちをつくっていき
たいと、このように思っております。

いずれにしても、市民の皆様にとりましては、まさにこの10年、20年先も本当に
宍粟市に住み続けたいなど、こう思っていただけるような、その実現に向けて、私
自身もその原点を忘れることなく、令和4年度は市政運営に邁進をしていきたいと、
こんなふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 4点目に頂きましたリモート防災プログラム、新たな
形の防災訓練ということで、少し具体的ですので、私のほうから御説明させていた
だきたいと思ひます。

従来の市の総合防災訓練につきましては、実体験型の防災訓練を行っております。
内容で申しますと、自主防災組織内での避難訓練、安否確認訓練、初期消火訓練な
ど、各防災関係の機関が連携した実働訓練、また、防災機材などの展示などを行っ
ておるといふような状況でございます。

これにつきまして、令和4年度については、新たな形での取組として、若い世代
の方々にも防災へ関心を持っていただきたいと思っておりますので、今回、リモ
ート型の防災プログラムというものを計画させていただきました。これにつきましては
は、パソコンやタブレット端末からインターネットを活用しまして参加いただく形
でクイズ形式のものであったり、災害時の対応方法などを学んでいただく、また地
震・風水害の災害について、どういったものなのかといったレクチャーを受けられ
るようなものとなっております、防災力の向上を図るプログラムと考えております。

内容につきましては、自宅にいながら参加いただけるという形で、広く参加者を
募ることもできますし、防災意識の向上と今後の実体験、先ほど冒頭申しましたよ
うな防災訓練に興味を持っていただいて、参加いただけるということにもつながる
のではないかと期待しておるようなものでございます。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） それでは、私からは、5点目になりますひきこもり
事業者への支援、そのところでございますけれども、まず、市から民間事業者へ
の業務委託によりまして、ひきこもりサポートセンターの運営をいただいております。
情報発信、居場所の提供、相談支援、それと進学・就職支援等、ひきこもり当
事者とその家族への支援、そういったことの業務を委託しているという形になって

おりますので、そこの運営経費を市が負担してお願いしておるとい形になっております。そこの部分の予算計上ということでございます。

次に、ピアサポーターに対する支援ということで、そこのサポートセンターを運営していただく全員の方ではないんですが、一部の職員さんにピアサポーターがいらっしゃるといことで、ひきこもり経験のある方が支援者となり、現にひきこもり状態にある方及びその家族を支援するピアサポーターの人件費、これにつきましては、先ほどの委託料の中に含んでおるといことでございます。

相談等の業務的な支援としましては、定期的に業務状況を確認するほか、困難事例について随時相談・調整する中で、対応をしていきます。

次に、市内における居場所の拡大についていことです。

宍粟市の北部に居住されている方からのひきこもり相談や居場所の利用が少ない状況、確かにそういう状況になっておまして、このことは様々な要因が考えられます。その一つには、やはり地理的な要因もあるのではないかなといふうなことを考えておまして、令和4年度からは一人でも多くの当事者が社会とつながっていけるよう、宍粟市の北部地域でのひきこもり相談の実施や、当事者やその支援者の方の居場所となり得る拠点や、また支援者の拡大につながるような取組を計画してまいりたいと、このように思っております。

もう1点、若い世代の介護人材の支援ということで、これはそれこそ介護人材が不足しておるといことで、その対策の一環になるわけですけれども、大学・専門学校等で介護福祉士等の資格を取得し、市内の介護・障害福祉サービス事業所に就職された若い世代の方に対して、奨学金の返還金額のうち3分の1の額を市が補助することにより、奨学金返済の負担軽減と介護職場での定着を進めていきたいと思っております。

また、この制度について、一応周知い部分で、県内の大学や専門学校の学生就職相談窓口へも御協力をお願いし、学生の皆様へお知らせをいただくといこと、それから、この制度を活用して市内の介護サービス事業所へ就職をいただけるよう、市内のサービス事業所等へも十分周知を行いながら、新年度の新たな事業としてPRをしていきたいと、このように考えております。

○議長（飯田吉則君） 11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） 分かりました。また、予算委員会、常任委員会で私が分からないところは質疑させていただきたいと思います。

これで私の予算質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯田吉則君） 創政会、11番、田中一郎議員の質疑を終わります。

続いて、政策研究グループ「グローバルしそう」の予算質疑を行います。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） それでは、「グローバルしそう」を代表して予算質疑をさせていただきます。ちょっと時間がいつもありませんので、よろしく願いいたします。

令和4年度の予算審議に先立ちまして、市長の政治姿勢を伺いたいというふうに思います。とりわけ定住促進の重点戦略の具現化という内容について、お聞きをしたいというふうに考えています。

提案されております予算案につきまして、一般会計の歳入の特徴としましては、やっぱり地方税等の実質財源が構成比からいうと27%、交付税や市債などの依存財源比率は73%です。さらに歳出では、義務的経費と準義務的経費と言ったらいいんでしょうか、義務的な経費を合わせますと全体の92.7%です。毎年度経済収支比率では91%から93%辺りを推移しております。臨時財政対策債を除きますと100%近くになって、財政の構造上弾力性が非常に乏しいと。政策的な支出に回す余裕はあまりないというふうに思います。

今後も義務的経費は増加すると思いますし、一方で人口減少ということでの歳入の増加も見込めない。先ほどもありました第4次行革大綱の中で示された財政の将来予測としては、令和9年度及び11年度以降、基金の取崩しが必要になる見通しということが示されております。

そういう意味で、この歳入における地方税、あるいは普通交付税というのは、人口減少の影響を大きく受けるというふうに思いますので、そういう観点から少し質疑をしたいと思います。

まず、財政の現状認識と今後の行財政運営についてどのように捉えておられるかということをございます。中でも、交付税の算定単位というのは、人口が基礎になっているものが非常に多くあるというふうに思います。やはり財源を確保していくためには、人口減対策が不可欠だと考えます。今後の財政運営と人口減少対策についてお伺いします。

二つ目には、重点戦略の具現化でございますが、この中の一つとして、数値目標に転出超過を年間245人まで是正というふうにあります。現状からいいましたら100人以上是正が必要だというふうに思います。人口の社会増を図っていくために、やっぱりお金を地域内で回していかなければいけないというふうに思うんですが、令

和4年度の中の施策あるいは事業について、どのようなことが考えられているのか、お伺いをいたします。

次に、同じく重点戦略の数値目標の中に、就業率の現状維持のために雇用創出に向けた積極的な産業振興策を講じる。あるいはまた女性の活躍、高齢者などの就業促進による働き手の確保など、雇用の場を確保していくことが示されておりますが、令和4年度の施策・事業の中で具体的にどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

最後に、これも地方創生定住促進という面で言いますと、医療や福祉や教育、こういう暮らしの基盤になるものを整えていくことも非常に重要な要素だろうというふうに思います。医療、介護、福祉の連携、あるいは教育、そういうものに支えられた定住策、戦略というものをどのようにお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

また、総合基本計画の中に、新病院の建設について、先ほどもありましたけども、ここにこういう下りがあります。市民の声を反映した構想のもと、さらに市民の声を反映しつつ建設に取り組むというふうにあります。財政の将来見通しが令和9年度以降収支不足が予測されるという中で、この新病院の開院後に収支が非常に厳しくなるというあたりも市の財政見通しとの関係も含めて、十分に説明していく必要があるというふうに私は思いますが、どのようにお考えでしょうか。

まず、1回目の質疑をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（飯田吉則君） 大畑利明議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、政策研究グループ「グローバルしそう」の大畑議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

特に、市長の政治姿勢ということもありましたし、具体のところもありますが、また後ほど不足している部分については御質問頂いて、具体はということで。まず、考え方を前段お示ししたいと思います。

まず現状認識であります。先ほどおっしゃったとおり、非常に厳しい状況であります。特に平成28年度から第3次を含めて行革大綱においては合併算定替えによる普通交付税の優遇措置がなくなる令和3年度から収支不足が生じる見込みでありましたが、この間、ふるさと納税の拡充であったり、繰上償還を積極的に行ってきたことによりまして、現状では令和3年度から収支不足が生じることは見込まれず、健全な財政運営に努めることができていると考えております。

しかしながら、お話があったとおり、人口減少に伴う税収入、特に普通交付税の減少、今回、国調もいよいよ確定しますが、そういったこと、また高齢化による社会保障費の増加が想定をされるわけであります。そういった中、現状のままでは第4次行政改革大綱でもお示しをしておりますとおり、決算ベースでは令和9年度、11年度、12年度に収支不足が生じる見込みであります。

特に、普通交付税については、基本的には人口がベースになっておりますので、こういうことはそういう形で想定できます。

このような状況にならないためにも、今後の行財政運営についても令和4年2月に令和4年から令和8年までの5年間、この第4次の行革大綱を策定して、事務事業の見直しであったり、効果的・効率的な行財政運営等々、あるいはDXやいろんな広域での事務の共同化の5点を改革の柱として取り組むこととしております。

また、将来にわたって持続可能な行財政運営を確保するためには、資産の有効活用及び公共施設等の効果的・効率的な維持管理をする中で、含めて歳出抑制や歳入確保、こういったことに合計13項目に取り組むこととしておるところであります。

併せて、歳出抑制ではやっぱり人件費の適正化であったり、普通建設事業費の抑制、それから繰上償還の推進であったり、また指定管理者制度等の推進なんかもあるのではないかなということも挙げておるところであります。いずれにしても、歳出と収入の見込みをしっかりとしないといけないと、このように思っています。

そのような取組は、予算編成段階における予算の枠配分方式などによって、財政収支見通しにおける決算ベースで最終的な目標である令和12年度末2億円の収支不足解消に向けて、早い段階から取り組む考えであります。

次に、社会増の対策であります。御承知のとおりいろいろホームページでも住民基本台帳上の自然増減とか社会増減は載せておりますが、非常になかなかそれを見ておりますと、厳しい状況はおっしゃったとおりであります。その中で、令和4年度については、特に定住の中でも住宅取得等の支援、それから無料職業紹介所宍粟わくわくステーションの運営、あるいは乳幼児子ども医療費を含めて、これまでもやったことの助成、結婚につながる出会いの場の創出、またアウトドア観光の推進や民間人材を活用した営業活動の展開によって、企業研修の誘致など、これまでの取組を継続・強化していくことで、人口減少の速度を緩やかにしてまいりたいと、このように思っています。そのためには、繰り返しになりますが、宍粟市の自然や歴史や町並みや魅力などをより発信することによって、魅力を高めることによって交流人口、関係人口の増加を図って、将来的には定住・移住の増加につなげていき

たいと、このように考えています。

次に、雇用の創出と就職支援であります。市内の企業、事業者の育成と発展を支援し、雇用の場を確保する取組として産業立地促進条例に基づきまして、選択と集中による産業振興に取り組んでまいります。

また、就職支援の取組としましては、性別や年齢を問わず総合的な仕事の相談窓口として宍粟わくわくステーションを設置して、就労を支援するとともに、多様な働き方にも対応できるよう、条件別で区分した求人の掘り起こしなどを行って、就業率の維持に努めてまいりたいと、このように考えております。

ちなみに、12月議会でもいろいろ就業率の問題も出たところでありますが、1を原点とすると、兵庫県全体で1.1であります。宍粟市もそのような状況であります。ただ、今、働き手をどう確保するかということについては、非常に大きな課題でありますので、先ほど申し上げたことも含めながら、啓発も含めてそういったことによって雇用の創出あるいは就職支援につなげていく必要があると、このように考えております。

特に、女性の活躍による新たな取組として、男女共同参画推進事業補助金の制度を創出し、市民の皆さんをはじめ団体、自治会及び企業、事業所等が自主的、積極的に取り組む研修活動や市民においても男女共同参画の形成に向けた学習、啓発事業を支援することとしております。

4点目の暮らしの基盤について、医療、介護、福祉の連携についてであります。この医療と介護、福祉の連携の取組の基本的な考え方としましては、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムに基づき、在宅生活におけるサービスの提供体制の充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向け、専門職による多職種連携、地域の支え合い活動などを推進して環境の充実を図ることと考えております。

特に、在宅医療の基盤確保や訪問看護ステーションの拡充、国保のデータベースシステムを活用した高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施、主要施策の中にも示しておりますが、等これらの事業とともに医療と介護の関係機関が情報共有を図り連携した取組を行うことを目的として、宍粟市の医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション等の医療サービス提供機関と介護サービス事業所等の家計機関で構成する医療と介護の連携会議を定期開催しながら、事業推進をしていきたいと、このように考えています。

次に、多様な歴史文化、教育との重点戦略については、教育の分野では、誰もが

心豊かな人生を送ることができる持続可能な社会を形成するため、生涯を通じて主体的に学び続ける環境整備が求められております。

就学前の教育・保育については、質の高い教育・保育の充実を目指し、令和4年度においては引き続きこども園整備により幼保一元化を推進します。

また、学校教育においては、生きる力の育成、教育環境の整備、特別支援教育の充実を個別施策の方向性とし、千種小中学校における併設型小中一貫校の開校や、1人1台端末によるICT教育の充実等により、子どもたち一人一人が自身を保ち、夢や可能性に挑戦できるよう支援をしていきます。

また、社会教育におきましては、令和3年度末に策定した第2期の社会教育振興計画を踏まえて、新たにオンライン入門講座や女性のためのリカレント講座なども誰もが学べる学習環境づくりに努めていきたいと思っています。

同時に、地域の歴史、文化を守り、次世代につなげるための基本的なアクションプランとなる宍粟市文化財保存活用計画の策定に向け、令和4年度は国県との調整・準備を進めてまいりたいと、このように思っています。

同時に、これに加えて、木育あるいは消費者市民社会の形成や人権教育など、あらゆる場面で学習し、活躍できる、学んだことが生かせる、まさに生涯活躍社会の形成に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次に、新病院の建設については、市民の声をということではありますが、これはこれまでも一般質問の中等々を含めていろいろ御意見頂いて、あえてではありますが、これまでの新病院整備に係る取組としましては、市民アンケートの調査の実施、基本構想素案に係るタウンミーティングの実施、基本計画素案に係るパブリックコメントの実施、また、市内の医療、福祉関係者や自治会、各種団体公募による市民など、幅広い各界各層の方により構成した新病院検討委員会での協議などを通じて、必要な情報提供を行うとともに、市が策定した基本構想案や基本計画案に対する反対の御意見も踏まえながら、多様な住民意見をこれまでいただきました。これら意見を踏まえ、真摯に検討した上で必要と判断した事項は適宜反映をさせていただき、基本構想や基本計画の策定に取り組んでまいりました。

以上、ちょっと早口で申し上げたんですが、たくさん頂いておりましたが、非常に重要なことですので、私のほうからは以上であります。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 2回目をさせていただきます。

先ほどもありましたが、財政的な認識は十分お持ちだと思うんですが、令和12年

度末の2億円の収支不足を解消するためにも少しでも早くから手を打っていききたいという話なんです、そのために何をするかというところがちょっと聞き取れませんでした。改めてお伺いをしたいと思います。

やはりいろいろ事業をやってはりますけど、市長とも長年ずっと議論してやってきましたけども、論点がありましてね、やっぱり定住の場合は交流人口とかそういうのが前に出るんじゃないくて、当然そこも観光も大事なんですけど、やはり市内に所得がしっかりたまっていくような施策をずっと言い続けてきたと思うんです。具体的に言うたらエネルギーの地産地消とか、農産物の地産地消とかいうことで市内でお金が回っていくことによって、所得がたまり雇用の場も生まれていくという、そのこと具体性がちょっとまだ見受けられない。今年度の予算を見ても、ちょっとそこが分からないので、少しどういう考えがあるのかというのをもう一度お伺いしたいと思います。

それから、就業率の維持もそこだと思っんですね。宍粟市の決定的に考えていかなければいけないことは、経済地域循環率が61程度なんです、61%ね。ほとんどやっぱり消費が外に出てしまっているということで、特にエネルギーなんかのものがほとんど外から買わなければいけないということで、そういうものを中で作り出していくということにすれば、随分雇用も生まれるし、所得も膨れ上がっていくだろうというふうに思っんです、冒頭もありましたけども、カーボンニュートラルとかを含めた環境の取組、昨日の一般質問でも環境のことを、一昨日か、言われてましたが、その環境施策がちょっと弱いように思っんです、そのあたりどう考えておられるのかということをお伺いします。

それから、教育の関係でいいますと、教育というのは、地方創生としては非常に重要な要素があつて、地域の活性化を担う人材の育成とか、そういう人を輩出していくということでの教育というのは重要だと思っんですが、残念ながら、宍粟市の場合は、早い段階で出て行ってしまつて、Uターンされてない現状があるわけですね。そこを何とか変えていかなければならないということで、兵庫県の戦略なんかを見ますと、地元企業訪問とかやったり、それから、小・中・高の一貫したキャリア教育、そういうものの実践をやったり、地域との連携共同による実践的な職業教育とか、それから産学官で高校生、大学生なんかのインターンシップの取組とか、そういうプログラムでもつてやっぱり地域のことを一緒に考えて、地域を愛してくることによって、ここに残ってくれる、あるいは帰ってくれる、あるいは帰つてこなくても、ふるさとにいろん投資をしてくれる、そういう人が育っていくんじゃないか

など私は思います。そういう意味でもう一度ちょっと3点ほど申し上げましたが、お願いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 具体的に財政運営で何をするかということ、基本的には私の役目としては、冒頭からやっぱり健全な財政運営をしっかりと、将来見通しをしっかりと、最初に就任させていただいたときは財政状況は御存じのとおりだったと思いますが、やっぱり何とかしてしっかり次代につないでいく、これはもう当然の役目でありまして、その観点はもちろん持っている。そのためには歳入はいずれにしても限られてくるということはもう明確でありますし、そのかわり歳出を何を抑制しながら、やるべきことは今何をやるべきなのか、将来にわたっての投資は一体何をすべきなのか、これはしっかり判断してやらなくてはならない、そういう意味では可能な限り、100%ではないんですが、そういう目線で財政運営をしなくてはならない、これは私の命題として常々考えております。しかし、現実はなかなか厳しい状況であります、少しずつでもそういった方向を向いて、皆さんとともに御意見を頂きながらやっていきたいと、このように考えております。

その一つには、歳入確保でも、もちろんふるさと納税とかいろんなことはあるんですけども、それは時代的にどうなっていくか分からんですが、我がまちはやっぱり税収の問題、あるいは先ほどおっしゃったように、地域内の経済循環、そういうことによって税収やいろんなことを高めたり確保していく、こういうことは同時に考えていかなくてはならないと。そのためには昨日も申し上げましたが、今おっしゃったように、環境というキーワードをとって我がまちの経済循環をして、産業にどう起こしていくか、こういうことは大事なところだと思います。しかし、一気にはいかないの、農業も含めてですね、特に小水力の発電については、今度千種でやっていただきますが、あっ、すみません。そういうことであります。

それから、もう一つ、ちょっと抜かしますが、キャリア教育で、私は伊和高等学校はそういうことは御存じだと思います。それから中学校もやっていますし、小学校では直接キャリア教育の中で、教育長いらっしゃいますが、現場へは行きませんが、そういうことで積み重ねていって、今年の高校生の就職、市内での状況は少しずつ、全体は人数減っておりますが、率から言うたら上がっておる状況なんです。同時に、商工会さんや経営者協会さんと連携もしながら、3者包括連携の中でいろんなプログラムをして、我がまちの企業さん、こんなところがありませということの啓発をこれまでやってきました。しかし、まだまだ弱い部分がありますので、

さらに令和4年度進めていきたいと思えます。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） ちょっと時間がないものですから。3回だけしゃべらせてもらいたいと思えます。

分かりました。その観光、ぜひね、これから具体的な詳細審査に入りますので、各部に僕指令出してもらいたいと思うんですけど、これやりますだけじゃなしに、交流人口を確保しますだけやなしに、じゃあ、数値目標をきっちり出して、そのことによってどれだけ所得がおちるのか、観光を通じて生業となるようなものが生まれるのかということを具体的に出ささせていただきたいというふうに思えます。

それから、私が言っているのは、税金を直接投資して所得を膨らせということじゃなくて、仕組みをつくっていただきたいんです。100人増やそうと思ったら、所得500万円で設計したら、5億円ぐらいの所得が市の中にたまったらいけるというような、単純計算ですけど、そういうことを民も含めて創出するための仕組みづくりをぜひやっていただきたいというふうに思うんです。最後をお願いします。

そういうことで仕組みづくりをひとつお願いしたいということで、最後、教育長さんにもひとつお答えいただけたらなというふうに思えますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 当然私はその仕組みをつくっていくことは大事だと思うんですね。行政もいろんな仕組み、それがどうかは別として、例えばおっしゃったようなことも含めてぜひ一遍いろんな意見交換を今後もしていただいて、それ100%かどうか分かりませんが、私はそれは大事やと思っています。ぜひまた意見を頂きたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思えます。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） キャリア教育の重要性は重々私も認識しております。宍粟の子どもたちが将来、社会的、職業的に本当に自立して社会の中で自分の役割を果たしながら、宍粟の子どもたちが自分らしい生き方をしていく、今キーワードはキャリアプランニング能力の育成ということだと思っています。小学校からプランニング能力の育成は可能だと思っています。宍粟で学んだことを心に留め置きながら、社会に出てからもたとえ宍粟に帰れない状況であっても、宍粟のことを思い、そしてまた積極的に宍粟に帰って活躍してくれる、ふるさとに愛着を持った児童生

徒の育成に努めてまいります。

以上です。

- 議長（飯田吉則君） 政策研究グループ「グローバルしそう」、10番、大畑利明議員の質疑を終わります。

続いて、公明市民の会の予算質疑を行います。

5番、八木雄治議員。

- 5番（八木雄治君） 5番、八木雄治です。予算質疑をさせていただきます。

私のほうも一つだけなんですけども、さきに同僚議員の方が言われたんですけども、国が進めておられる自治体DX推進計画において、重点的取組事項とされています。自治体の行政手続のオンライン化について、子育てや介護など、27業務でオンラインによる行政手続が行える環境を整え、市民の利便性の向上及び行政事務の効率性を図りますとありますが、手続の簡素化ができることは若い方や忙しい方が出先や家でわざわざ窓口に行かなくてもできるということは、本当にいいことなんですけども、高齢者の方々にとっては本当に難しいことだと思いますが、市はどのように対応されるのか、ほかの市でもいろいろと高齢者の方にはそういうことについていろいろやられていると思うんですけども、宍粟市としてはどのような対応をされるのかということ、先ほども生涯学習のほうでとかと言われたんですけども、もう少し詳しくお願いしたいなと思います。

- 議長（飯田吉則君） 八木雄治議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

中田教育長。

- 教育長（中田直人君） それでは、生涯学習社会の実現を目指すという社会教育を重視する観点から、教育委員会としての考え方を答弁させていただきたいと思えます。

昨年の9月、この今の社会情勢を背景として、デジタル社会の基本形成法という法律ができて、デジタル社会に対応していくためにどうするかという基本的な考え方を国が示しています。一つに、全ての国民が通信ネットワーク等に主体的に参加していくでありますとか、あるいはデジタル社会に参画して、情報通信技術の恩恵を受けるとか、誰もがそういうデジタル社会に参画してくるということが前提なんですけども、そうした中で、例えば今高齢者でありますとか、なかなかそういったICTも含めた苦手な方々に対して、じゃあ、今後生涯学習社会をにらんで、社会教育の分野から何ができるかということなんですけども、一つに、これは一つの例なんですけども、今後は近い将来、既にワクチン接種等も多くのシニアの方々もオンラ

イン申請等でもされている方も既におられると思いますし、もうそこまで来ているわけですけれども、今後、例えば防災情報でありますとか、そういう情報伝達がしっかり受けれるでありますとか、あるいは御自分の健康増進のためにどのようにスマートフォン等を活用したらいいかという、そういう今後そんなことにもチャレンジしていきたいなという方もおられるんじゃないかなということを思っています。

そこで、今年度末、教育委員会では第2期となります社会教育の推進計画を策定しました。この中で、誰もが学べる学習環境づくり、つまり生涯学習社会にみんなで向かっていきましょうよという中で、例えばですが、令和4年度、市民協働センターでありますとか、山崎町の学遊館等とも連携しながらですけれども、オンラインのミーティングのようなものになれてもらいますとか、あるいはスマートフォンを挑戦してみたいなあと、スマートフォンというもの一回使ってみたいなあとという、情報にやっぱりアクセスしてみたいなというような方も、そういった方々を対象とした例えば相談会の側面もあわせもった講座のようなものを考えたりとか、そういったことを社会教育の分野としても今後考えていきたいなというふうに思っております。

交通手段等もありますので、そういったことを配慮しながら、今後とも各市民局でありますとか、関係部局とも連携しながら、何か具体的に講座、これは令和4年度中に実現して、どこまで行政としてそういった方々へ十分にお応えすることが可能かどうか、少し手探りの部分もございますが、着手してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） ありがとうございます。私のほうも今から予算委員会等でいろいろと質疑させてもらって、前へ進めていけるようにしたいと思いますので、これで終わりたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 公明市民の会、5番、八木雄治議員の質疑を終わります。

以上で通告に基づく予算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第7号議案から第15号議案までの9議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第17 発議第1号

○議長（飯田吉則君） 日程第17、発議第1号、ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議を議題とします。

本発議は、議会運営委員長より提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、14番、今井和夫議員。

- 議会運営委員長（今井和夫君） 失礼いたします。発議第1号、ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議について、趣旨説明をさせていただきます。

この決議文は、ロシアのウクライナへの攻撃や主権侵害に厳重に抗議の意を表すとともに、政府に対して法人の確実な保護や我が国への影響について、万全の対応を求めるものであります。

以上、提案させていただきます。

議員諸氏の御賛同をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りします。

本発議を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月24日午後1時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦勞さまでした。

（午後 4時27分 散会）